

米沢ヘリポートの制限表面について

米沢ヘリポート周辺には、航空機の航空の安全を確保するため、航空法により物件の高さについて制限が設けられています。この物件の高さの限度を示している平面を制限表面といいます。この高さの制限を越える物件は、原則として設置することができません。

米沢ヘリポートの制限表面には、進入表面、水平表面、転移表面の3種類があります。

1. 進入表面

滑走路の延長上に設けられており、航空機の離着陸の安全を図るために物件を制限しています。着陸帯（滑走路）の短辺末端から中心線の延長 1,000m まで、上方へ 1/8 勾配の平面で表されます。

2. 転移表面

航空機が着陸の進入を誤ったとき、脱出の安全を確保するために物件を制限しています。着陸帯（滑走路）の長辺から外側上方へ 1/2 勾配の平面で水平表面に達するまでの傾斜面です。

3. 水平表面

ヘリポートに一定の場集経路を回って進入する航空機の安全を確保するために物件を制限する表面です。ヘリポート標点の垂直上方 45m の点を中心とした、半径 200m の円周で囲まれた部分です。ヘリポート標点とは、滑走路中心点で、米沢ヘリポートの場合は標高 261.5m になります。したがって、水平表面の標高は 306.5m になります。

米沢ヘリポート制限表面図

